



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る役務の名称及び数量
令和4年度長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
令和4年3月16日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名称 NECフィールドディング株式会社 北関東支社 長野支店
 - 所在地 長野市南石堂町1293
- 落札金額
41,395,200円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和4年3月3日

D X推進課デジタルインフラ整備室

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第7条の規定により、令和4年5月12日付けで次の者を表彰しました。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ特別栄誉賞

高木 菜那 渡部 暁斗 山本 涼太
渡部 善斗

スポーツ栄誉賞

馬場 直人 小林 千佳 岩 渕 香里
杉本 幸祐 原 大智 松田 颯
近藤 心音 今井 胡桃 鬼塚 雅
小島 良太 一戸 誠太郎 小平 奈緒
菊池 耕太 小池 克典 菊池 純礼
菊池 悠希 神長 汐音 小林 誠也
小池 岳太 田中 佳子 三澤 拓

人事課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
コスモファーマシー株式会社	井上 智之	上田市秋和361-2
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
コスモファーマシー株式会社	井上 智之	上田市秋和361-2
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久相生町店

佐久市岩村田字観音堂2119-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラトウ望月店

佐久市協和字下田119-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社大田薬品

佐久市望月172番地

株式会社カコー

東京都渋谷区桜丘町4番8号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友野沢店

佐久市野沢字一丁田315-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町一丁目9-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友飯田鼎店

飯田市鼎下山550 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	可児 尚義	松本市大字島内4157番地1
有限会社カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558の7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	可児 尚義	松本市大字島内4157番地1
有限会社カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558の7

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字岩船字西条境420

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林 正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンとよしな

安曇野市豊科南穂高744-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

豊倉商事株式会社

松本市笹部二丁目2番22号

望月 伸泰

安曇野市豊科南穂高805番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高805番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高805番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社フルールあずさ	古幡 宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476番地
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・ブレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイトアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX棟27階
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高809
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社フルールあずさ	古幡 郁浩	安曇野市堀金烏川4129番地1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476番地
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・ブレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX棟27階
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高809
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日ほか
- 5 届出年月日
令和4年5月11日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年5月26日から令和4年9月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友島内店
松本市大字島内4163-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社カワフネ
松本市大字島内3782番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日
- 5 届出年月日
令和4年5月11日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年5月26日から令和4年9月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町一丁目29-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町一丁目2番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市南長野南石堂町1293番地長栄南石堂ビル
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区南平台町16-17澁谷ガーデンタワー6階

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市南長野南石堂町1423-4南石堂A-1ビル
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区南平台町16-17澁谷ガーデンタワー6階

4 変更した年月日

令和4年1月6日ほか

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友笹部店

松本市笹部一丁目606-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日

令和4年1月6日

- 5 届出年月日

令和4年5月11日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

- 7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
-
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
-
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友真田店

上田市真田町本原614-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上田東店

上田市常田三丁目300-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田蚕種株式会社

上田市常田三丁目4番57号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日
- 5 届出年月日
令和4年5月11日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年5月26日から令和4年9月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友駒ヶ根店
駒ヶ根市赤穂14637-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店
愛知県名古屋市瑞穂区新開町18番22号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18番22号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18番22号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町18番22号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友松川店

北安曇郡松川村字東川原5723-11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日
- 5 届出年月日
令和4年5月13日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年5月26日から令和4年9月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友大町店
大町市大字大町4620番地1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社イリハチ
大町市大字大町4237番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261番地1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261番地1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092番地

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日
- 5 届出年月日
令和4年5月13日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
シルクシティおかや
岡谷市天竜町1-3584 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
諏訪倉庫株式会社
岡谷市郷田一丁目3番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日
令和4年1月6日
- 5 届出年月日
令和4年5月11日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年5月26日から令和4年9月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽三丁目7658-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
-
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
-
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪城南店

諏訪市上川2-2061 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660番地

メグコーポレート株式会社	松山 恵美子	兵庫県神戸市西区南別府4丁目368番地の4
植松 由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660番地
メグコーポレート株式会社	松山 恵美子	兵庫県神戸市西区南別府4丁目368番地の4
植松 由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007

4 変更した年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY高森店

下伊那郡高森町山吹4518 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アセット・プロパティマネジメント

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称の変更

(変更前) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY高森店

(変更後) MEGAドン・キホーテUNY高森店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
UDリテール株式会社	片桐 三希成	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
UDリテール株式会社	片桐 三希成	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀1832-1

株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県広島市西条吉行東二丁目4-14
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13

4 変更した年月日

令和2年11月24日

5 届出年月日

令和4年5月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年5月26日から令和4年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララオカヤ

岡谷市中央町1-1-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

岡谷市長 今井 竜五

岡谷市幸町8-1

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日

令和3年1月29日

産業政策課

公告

令和4年5月18日、松本市中山土地改良区の定款変更を認可しました。

令和4年5月26日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

農地整備課

公告

長野県上水内郡鳥居川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月26日

長野県長野地域振興局長 中坪 成海

監事

新任

氏名 住所

仲俣 哲彦 上水内郡飯綱町大字黒川1635番地

退任

氏名 住所

仲俣正人 上水内郡飯綱町大字黒川2170番地1

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年5月26日

長野県警察本部長 小山 巖

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 車両用交通信号灯器 378灯
- (2) 歩行者用交通信号灯器 358灯
- (3) 車両用矢印信号灯器 54灯

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県警察本部警務部会計課施設室
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和4年5月12日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 コイト電工株式会社関東支店
- (2) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地

5 落札金額

- (1) 車両用交通信号灯器1灯当たりの単価
44,300円×110 / 100円
- (2) 歩行者用交通信号灯器1灯当たりの単価
31,000円×110 / 100円
- (3) 車両用矢印信号灯器1灯当たりの単価
20,600円×110 / 100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和4年3月24日

会計課